

ハロゲン化物消火設備

1 ハロゲン化物消火設備の使用抑制とリサイクルハロン

ジブロモテトラフルオロエタン（以下この項において「ハロン2402」という。）、プロモクロロジフルオロメタン（以下「ハロン1211」という。）及びプロモトリフルオロメタン（以下「ハロン1301」という。）を消火剤とするハロゲン化物消火設備は、地球環境の保護の観点から設置を抑制しており、その設置にあたっては、原則として別記1「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備、機器の使用抑制について」によること。

2 全域放出方式

ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を消火剤とする全域放出方式のハロゲン化物消火設備は、次によること。

なお、HFC-227ea及びHFC-23を消火剤とするハロゲン化物消火設備については、別記2「HFC-227ea及びHFC-23を消火剤とするハロゲン化物消火設備の技術基準」によること。

(1) 貯蔵容器の等の設置場所

消火剤の貯蔵容器又は、貯蔵タンク（以下「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、政令第17条第5号及び省令第20条第4項第4号の規定によるほか、「不活性ガス消火設備」1（2）（イ（イ）及びエを除く。）によること。

(2) 貯蔵容器等

貯蔵容器等は、省令第20条第4項第4号の規定によるほか、次によること。

ア 高圧ガス保安法令に適合するものであること。

イ 加圧式貯蔵容器等に設ける省令第20条第4項第4号口に規定する放出弁は、「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」（平成7年消防庁告示第1号）に適合すること。

なお、放出弁は原則として認定品を使用すること。◆

(3) 選択弁

省令第20条第4項第10号の規定による選択弁は、「不活性ガス消火設備」1（4）を準用すること。

(4) 容器弁等

省令第20条第4項第4号イ、第6号の2、第8号及び第11号に規定する容器弁、安全装置及び破壊板（以下この項において「容器弁等」という。）は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示第9号）に適合すること。

なお、原則として認定品とすること。◆

(5) 容器弁解放装置

「不活性ガス消火設備」1（6）及び（7）を準用するほか、電磁開放装置を用いて直接貯蔵容器の容器を開放するもので、同時に開放する貯蔵容器の数が7以上のものにあつては、当該貯蔵容器に2以上の電磁開放装置を設けること。

(6) 配管等

省令第20条第4項第7号によるほか次によること。

ア 起動の用に供する配管で起動容器と貯蔵容器との間には、誤作動防止のための逃し弁（リリーフバルブ）を設けること。◆

イ 配管の口径等は、省令第20条第4項第16号に基づく告示基準が示されるまでの間、（一社）日本消火装置工業会基準に定める計算方法によること。◆

(7) 噴射ヘッド

ア 省令第20条第1項第4号に規定する噴射ヘッドは、「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」(平成7年消防庁告示第7号)に適合すること。

なお、なお、原則として認定品とすること。◆

イ 噴射ヘッドの周囲に霧状に放射することを妨げるものが設けられ、又は置かれていないこと。

(8) 防護区画の構造等

ア 「不活性ガス消火設備」1(12)(カ、キ、ケを除く。)を準用すること。

イ 指定可燃物のうち、ゴム類等を貯蔵し、又は取り扱うものの防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。◆

(9) 制御盤等◆

「不活性ガス消火設備」1(14)(ウを除く。)を準用すること。

(10) 起動装置

省令第20条第4項第12号の2の規定によるほか、次によること。

ア 起動方式の区分単位

「不活性ガス消火設備」1(15)アを準用すること。

イ 起動方式

(ア) 起動方式は、原則として自動式とすること。

(イ) 自動式の場合には自動起動及び手動起動ができるものであること(8によりいたずら防止対策システムを適用する場合を除く。)

(ウ) 手動式の場合には、手動起動のみできるものであること。

ウ 機器

手動式の操作箱は、「不活性ガス消火設備」1(15)エ(ア)～(ウ)を除く。)を準用すること。

エ 自動式の起動装置

「不活性ガス消火設備」1(15)クを準用すること。

オ 起動用ガス容器は、省令第20条第4項第12号の規定によるほか、「不活性ガス消火設備」1(7)によること。

カ 緊急停止装置

消火剤の放射を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設けること。◆

(11) 遅延装置

省令第20条第4項第14号により遅延時間を設ける場合は、遅延時間が極力短いものとする。

(12) 音響警報装置

省令第20条第4項第13号の規定によるほか、「不活性ガス消火設備」1(17)(イは◆)を準用すること。

(13) 放出表示灯

省令第20条第4項第14号ハに規定する放出表示灯は、「不活性ガス消火設備」1(18)を準用すること。

(14) 標識等

「不活性ガス消火設備」別記1、16を準用すること。

(15) 消火剤を安全な場所に排出するための措置

消火剤を安全な場所に排出するための措置については、「不活性ガス消火設備」1(20)の例により講じること。ただし、同(20)キに定める開口部の大きさは、当該床面積の1%以上とすることができる。

(16) 非常電源、配線等

政令第17条第5号及び省令第20条第4項第15号の非常電源、配線等は、「不活性ガス消火設備」1(21)を準用すること。

3 局所放出方式

ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を消火剤とする局所放出方式のハロゲン化物消火設備は、次によること。

(1) 局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置場所

局所放出方式のハロゲン化物消火設備は、駐車のために供される部分、通信機器室、指定可燃物を貯蔵し又は取り扱う防火対象物又はその部分以外の部分で、「不活性ガス消火設備」2(1)に定める部分に設置することができるものであること。

(2) 貯蔵容器等の設置場所

前2(1)によること。

(3) 貯蔵容器等

前2(2)によること。

(4) 選択弁

前2(3)によること。

(5) 容器弁等

前2(4)によること。

(6) 容器弁開放装置

前2(5)によること。

(7) 配管等

前2(6)によること。

(8) 噴射ヘッド

前2(7)によること。◆

(9) 制御盤等

前2(9)によること。ただし、遅延装置は設けないことができる。

(10) 起動装置

前2(10)によること。

(11) 音響警報装置

前2(11)によること。

(12) 消火剤を安全な場所に排出するための措置

前2(15)によること。

(13) 非常電源・配線等

前2(16)によること。

4 移動式

ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を消火剤とする移動式のハロゲン化物消火設備は、「不活性ガス消火設備」3を準用すること。

5 自動車車庫又は駐車場に対する運用

「泡消火設備」6を準用すること。

6 消火剤放射時の圧力損失計算

省令第20条第4項第16号に基づく告示基準が示されるまでの間、（一社）日本消火装置工業会基準に定める計算方法によること。

7 総合操作盤

総合操作盤は、省令第20条第4項第17号の規定によること。

8 いたずら等による消火剤の放出事故防止対策

「不活性ガス消火設備」8を準用すること。

9 特例適用基準

防火対象物又はその部分で、次の施設にあつては、政令第32条を適用してハロゲン化物消火設備に替えてスプリンクラー設備を設置することができる。

- (1) 政令別表第1に掲げる防火対象物の通信機器室で、床面積が500㎡以上のもの。
- (2) 政令別表第1に掲げる防火対象物の地盤面からの高さが31mを超える階に存する通信機器室、電子機器室、電子顕微鏡室その他これらに類する室
- (3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の厨房部分で、床面積が200㎡以上のもののうち、フード等用簡易自動消火装置を設置した場合

別記 1

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制について◆

1 ハロゲン化物消火設備の使用抑制

ハロゲン化物消火設備・機器に使用される消火剤であるハロン2402、ハロン1211及びハロン1301（以下「ハロン消火剤」という。）の使用については、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」において、オゾン層を破壊する特定物質（特定ハロン（ハロン1211、ハロン1301及びハロン2402））として指定され、必要不可欠な分野（クリティカルユース）に該当しないものにあつては、使用を抑制するものである。

なお、使用抑制は、法令によるものではないため、消防同意時等の際に防火対象物の関係者に対して周知を図ること。

2 クリティカルユースの判断

クリティカルユースの判断に当たっては、次の原則に従って判断を行うものとする。

なお、クリティカルユースの判断を行った場合の使用用途の種類と、用途例については別表第1による。

(1) 設置対象の考え方

ア ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備は、他の消火設備によることが適当でない場合のみ設置することを原則とする。

イ 設置される防火対象物全体で考えるのではなく、消火設備を設置する部分ごとにその必要性を検討する。

ウ 人命安全の確保を第一に考え、人の存する部分か否かをまず区分して、ハロン消火剤の使用の必要性について判断する。

(2) クリティカルユースの当否の判断

クリティカルユースに該当するか否かの判断は、次のとおり行うものとする。

ア 人が存する部分の場合

当該部分は、基本的にはガス系消火設備を用いないことが望ましいことから、水系の消火設備（水噴霧消火設備・泡消火設備を含む。）が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができることとする。

イ 人が存しない部分の場合

当該部分は、基本的にガス系消火設備を用いることが可能であることから、水系消火設備及びハロン消火剤以外のガス系消火設備が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができることとする。

(ア) 「人が存する部分」とは、次の場所をいう。

a 不特定の者が出入りするおそれのある部分

(a) 不特定の者が出入りする用途に用いられている部分

(b) 施錠管理又はこれに準ずる出入管理が行われていない部分

b 特定の者が常時介在する部分又は頻繁に出入りする部分

(a) 居室に用いられる部分

(b) 人が存在することが前提で用いられる部分（有人作業が行うための部分等）

(c) 頻繁に出入りが行われる部分（おおむね1日2時間以上）

(イ) 水系の消火設備が適さない場合

- a 消火剤が不適である。(電気火災、散水障害等)
 - b 消火剤が放出された場合の被害が大きい。(水損、汚染の拡大)
 - c 機器等に早期復旧の必要性がある。(水損等)
 - d 防護対象部分が小規模であるため、消火設備の設置コストが非常に大きくなる。
- (ウ) 「ハロン以外のガス系消火設備が適さない部分」とは、次に掲げる部分をいう。
- a 消火剤が放出された場合の被害が大きい(汚損、破損(他のガス系消火剤による冷却、高圧、消火時間による影響等)、汚染の拡大(原子力施設等の特殊用途に用いる施設等で室内を負圧で管理している場所に対し、必要ガス量が多いこと等))。
 - b 機器等に早期復旧の必要性がある(放出後の進入の困難性等)。

3 留意事項

- (1) クリティカルユースの当否の判断は、新たにハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器を設置する場合に行うものとし、既設のハロゲン化物消火設備・機器は対象としない。この場合、当該消火設備・機器へ充填するハロン消火剤はクリティカルユースとして取り扱い、当該消火設備・機器が設置されている防火対象物の部分等において大規模な改修等が行われる機会に適宜見直しを行うよう指導すること。
- (2) 消防法令に基づく義務設置の消火設備・機器のほか、消防法令に基づく他の消火設備の代替として設置されるものも、これらの考え方にクリティカルユースの当否の判断を行い、該当しないものは抑制の対象とすること。

第1表

クリティカルユースの用途例

使用用途の種類		用途例
通信機関等	通信機室等	通信機械室、無線機室、電話交換室、磁気ディスク室、電算機室、サーバー室、信号機器室、テレックス室、電話局切替室、通信機調整室、データプリント室、補機閉閉室、電気室（重要インフラの通信機器室等に付属するもの）
	放送室等	TV中継室、リモートセンター、スタジオ、照明制御室、音響機器室、調整室、モニター室、放送機材室
	制御室等	電力制御室、操作室、制御室、管制室、防災センター、動力計器室
	発電機室等	発電機室、変圧器、冷凍庫、冷蔵庫、電池室、配電盤室、電源室
	ケーブル室等	共同溝、局内マンホール、地下ビット、EPS
	フィルム保管庫	フィルム保管庫、調光室、中継台、VTR室、テープ室、映写室、テープ保管庫
	危険物施設の計器室等	危険物施設の計器室
歴史的遺産等	美術品展示室等	重要文化財、美術品保管庫、展覧室、展示室
その他	加工・作業室等	輪転機が存する印刷室
危険物関係	貯蔵所等	危険物製造所（危険物製造作業室に限る。）、危険物製造所（左記を除く。）、屋内貯蔵所（防護区画内に人が入って作業するものに限る。）、屋内貯蔵所（左記を除く。）、燃料室、油庫
	塗装等取扱所	充填室、塗料保管庫、切削油回収室、塗装室、塗料等調査室
	危険物消費等取扱所	ボイラー室、焼却炉、燃料ポンプ室、燃料小出室、詰替作業室、暖房機械室、蒸気タービン室、ガスタービン室、鋳造場、乾燥室、洗浄作業室、エンジンテスト室
	油圧装置取扱所	油圧調整室
	タンク本体	タンク本体、屋内タンク貯蔵所、屋内タンク室、地下タンクピット、集中給油設備、製造所タンク、インクタンク、オイルタンク
	浮屋根式タンク	浮屋根式タンクの浮屋根シール部分
	LPガス付臭室	都市ガス、LPGの付臭室
駐車場	自動車等修理場	自動車修理場、自動車研究室、格納庫
	駐車場等	自走式駐車場、機械式駐車場（防護区画内に人が乗り入れるものに限る。）、機械式駐車場（左記を除く。）、スロープ、車路
その他	機械室等	エレベーター機械室、空調機械室、受水槽ポンプ室
	厨房室等	フライヤー室、厨房室
	加工、作業室等	光学系組立室、漆工室、金工室、発送室、梱包室、印刷室、トレーサー室、工作機械室、製造設備、溶接ライン、エッチングルーム、裁断室
	研究試験室等他	試験室、技師室、研究室、開発室、分析室、実験室、計測室、細菌室、電波暗室、病理室、洗浄室、放射線室
	倉庫等	倉庫、梱包倉庫、収納室、保冷室、トランクルーム、紙庫、廃棄物庫
	書庫等	書庫、資料室、文書庫、図書室、カルテ室
	貴重品等	金庫室、宝石・毛皮・貴金属販売室
	その他	事務室、応接室、会議室、食堂、飲食店

※ 網掛け部分は、クリティカルユースに係るもの。

別記2

**HFC - 227ea、HFC - 23及びFK - 5 - 1 - 12を
消火剤とするハロゲン化物消火設備の審査基準**

ヘプタフルオロプロパン（以下「HFC - 227ea」という。）、トリフルオロメタン（以下「HFC - 23」という。）及びドデカフルオロ - 2 - メチルペンタン - 3 - オン（以下「FK - 5 - 1 - 12」という。）を消火剤とするハロゲン化物消火設備の審査については、次によること。

1 適用範囲

この基準は、全域放出方式のハロゲン化物消火設備のうち、次に掲げるものを設置するときに適用する。

- (1) HFC - 227ea 消火設備
- (2) HFC - 23消火設備
- (3) FK - 5 - 1 - 12消火設備

2 設置対象（FK - 5 - 1 - 12消火設備に限る。）

常時人のいない部分で、防護区画の面積が1,000 m²未満、かつ、防護区画の体積が3,000 m³未満のもので、次に該当するものであること。

なお、当該設置対象の防護区画は、出入口が屋内に面し、常時閉鎖されており、直接外気に面する常時開放された開口部がないこと（常時0℃以上に温度管理されているものを除く。）。

- (1) 自動車の修理の用に供される部分
- (2) 駐車のために供される部分のうち、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造であって、地階に存するもの（車両入出庫部分のみが地上階に存するものを含む。）◆
- (3) 発電機（ガスタービンを原動力とするものを除く。）が設置されている部分
- (4) 変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分
- (5) 通信機器室

3 貯蔵容器の設置場所

貯蔵容器の設置場所は、政令第17条第5号及び省令第20条第4項第4号の規定によるほか、「不活性ガス消火設備」1（2）（イ（イ）及びエを除く。）を準用すること。

4 貯蔵容器

貯蔵容器は、省令第20条第4項第4号の規定によるほか、高圧ガス保安法に適合するものであること。

5 消火剤

貯蔵容器に貯蔵する消火剤は、政令第17条第4号及び省令第20条第3項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) HFC - 227ea 消火設備
 - ア 消火剤の純度は、99.6%以上であること。
 - イ 消火剤の量は、防護区画の体積（防護区画内の体梁、柱等の気密構造物の体積を差し引いた体積）1 m³あたり0.55kg以上0.72kg以下を乗じた量とすること。
- (2) HFC - 23消火設備

- ア 消火剤の純度は、99.6%以上であること。
 - イ 消火剤の量は、防護区画の体積（防護区画内の体梁、柱等の気密構造物の体積を差し引いた体積）1 m³あたり0.52kg以上0.80kg以下を乗じた量とすること。
- (3) FK-5-1-12消火設備
- ア 消火剤の純度は、99.0%以上であること。
 - イ 消火剤の量は、防護区画の体積（防護区画内の体梁、柱等の気密構造物の体積を差し引いた体積）1 m³あたり0.84kg以上1.46kg以下を乗じた量とすること。

6 選択弁

選択弁は、省令第20条第4項第10号の規定によるほか、「不活性ガス消火設備」1（4）を準用すること。

7 容器弁等

容器弁等は、「不活性ガス消火設備」1（5）を準用すること。

8 容器弁開放装置

容器弁開放装置は、「不活性ガス消火設備」1（6）及び（7）を準用するほか、電磁開放装置を用いて直接容器弁を開放するもので、同時に開放する貯蔵容器の数が7以上のものにあつては、当該貯蔵容器に2以上の電磁開放装置を設けること。

9 配管等

配管等は、省令第20条第4項第7号の規定によるほか、次によること。

- (1) 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の配管には、誤作動防止のための逃し弁（リリーフバルブ）を設けること。
- (2) 使用する配管の口径等は、圧力損失計算等により算出された配管の呼び径とすること。

10 噴射ヘッド

省令第20条第1項第4号に規定する噴射ヘッドは、「不活性ガス消火設備の噴射ヘッドの基準」（平成7年消防庁告示第7号）に適合するほか、次によること。

- (1) 噴射ヘッドは原則として認定品を使用すること。◆
- (2) 噴射ヘッドの周囲に霧状に放射することを妨げるものが設けられ、又は置かないこと。◆

11 防護区画の構造等

防護区画は、政令第17条第1号で規定するところの政令第16条第1号（ただし書きを除く。）、省令第19条第5項第3号及び第4号イの規定並びに「不活性ガス消火設備」1（12）（カ、キ、ケを除く。）によるほか、次によること。

- (1) 防護区画には、消火剤放射時の内圧上昇により破壊されないように、次の式により算出した大きさ以上の避圧口を設けること。ただし、防護区画の窓、内壁材等が、消火剤放射時の内圧上昇に充分耐えうる場合は、この限りでない。

ここで用いる消火剤流量は、消火剤放出時の噴射ヘッドから瞬間最大流量（計算式によっては毎分に換算して計算値とすること。

ア HFC-227ea

$$A = 1.12 \times 10^3 \times \frac{Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

A : 避圧口の必要開口面積 (cm²)
 Q : 消火剤流量 (kg/sec)
 P : 許容区画内圧力 (Pa)
 ΔP : 避圧用ダクトの損失 (Pa)

イ HFC-23

$$A = 2.73 \times 10^3 \times \frac{Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

A : 避圧口の必要開口面積 (cm²)
 Q : 消火剤流量 (kg/sec)
 P : 許容区画内圧力 (Pa)
 ΔP : 避圧用ダクトの損失 (Pa)

ウ FK-5-1-12

$$A = 580 \times \frac{Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

A : 避圧口の必要開口面積 (cm²)
 Q : 消火剤流量 (kg/sec)
 P : 許容区画内圧力 (Pa)
 ΔP : 避圧用ダクトの損失 (Pa)

- (2) 前(1)の避圧口に接続されるダクトは、避圧口以上の大きさを有するものとし、避圧に影響を及ぼす曲折部等を設けないこと。ただし、避圧の影響を考慮した避圧口を設置する場合には、曲折部等を設けることができる。
- (3) FK-5-1-12消火設備における、省令第20条第4項第16号の3に規定する過度の温度低下を防止するための措置については、次のいずれかによること。
- ア 出入口が屋内に面し、常時閉鎖されており、直接外気に面する常時解放された開口部がないこと。
- イ 次の(ア)及び(イ)により、常時0℃以上となるよう温度管理されていること。
- (ア) 温度管理装置等が設置され、常時0℃以上となるよう温度管理されていること。
- (イ) 温度異常が生じた場合には、その旨を常時人がいる防災センター等に表示及び警報できるよう措置されていること。

12 制御盤等

「不活性ガス消火設備」1(14)(ウを除く)を準用すること。

13 起動装置

起動装置は、省令第20条第4項第12号の2ロの規定によるほか、次によること。

(1) 起動方式の区分単位

「不活性ガス消火設備」1(15)アを準用すること。

(2) 起動方式

ア 起動方式は、原則として自動式とすること。

イ 自動式の場合には、自動起動及び手動起動ができるものであること（23により、いたずら防止対策システムを適用する場合を除く。）。

ウ 手動式の場合には、手動起動のみできるものであること。

(3) 機器

手動式の操作箱は、「不活性ガス消火設備」1 (15) エ（ア）～（ウ）を除く。）を準用すること。

(4) 自動式の起動装置

「不活性ガス消火設備」1 (15) クを準用すること。

(5) 起動用ガス容器は、省令第20条第4項第12号の規定によるほか、「不活性ガス消火設備」1 (7) によること。

(6) 緊急停止装置

消火剤の放射を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置を設けること。◆

14 遅延装置

省令第20条第4項第14号により遅延時間を設ける場合は、遅延時間が極力短いものとする。

15 音響警報装置

省令第20条第4項第13号の規定によるほか、「不活性ガス消火設備」1 (17) を準用すること。

16 放出表示

放出表示は、省令第19条第5項第19号イ（二）及び第19号の2ロ並びに「不活性ガス消火設備」1 (18) を準用すること。

17 標識等

標識等は、「不活性ガス消火設備」別記1、16を準用すること。

18 消火剤を安全な場所に排出するための措置

消火剤を安全な場所に排出するための措置は、省令第19条第5項第18号の規定を準用するほか、「不活性ガス消火設備」1 (20) を準用すること。

19 非常電源・配線等

非常電源・配線等は、政令第16条第6号並びに省令第19条第5項第20号及び21号によるほか「不活性ガス消火設備」1 (21) を準用すること。

20 消火剤放射時の圧力損失計算等

省令第20条第4項第16号に既定する消防長官が定める基準が整備されるまでの間、一般社団法人日本消火装置工業会基準に定める計算方法により算出されたものであること。

21 総合操作盤

総合操作盤は、省令第20条第4項第17号の規定によること。

22 耐震措置

省令第20条第4項第18号の規定によるほか、「不活性ガス消火設備」1（22）によること。

23 いたずら等による消火剤の放出事故防止対策

「不活性ガス消火設備」1、8を準用すること